

高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JR 烏山線の利用向上を図るため、JR 烏山線を利用して栃木県立高根沢高等学校その他の学校等に通学する学生又はその保護者に対し、通学定期乗車券（以下「定期券」という。）の購入費のうち JR 烏山線の運行区間に係る費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成 21 年高根沢町規則第 1 号）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成 21 年高根沢町訓令第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) JR 烏山線 東日本旅客鉄道株式会社が運行する烏山線をいう。
- (2) 学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院を含む。）及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校をいう。
- (3) 学生 学校等に通学する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、JR 烏山線を利用する学生又はその保護者（学生の親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。）であって、当該学生が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に設置された学校等に通学する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、学校等への通学のための定期券の購入費（JR 烏山線の宝積寺駅から烏山駅までの運行区間に係る費用に限る。）であって、当該定期券の有効期間のうち令和 8 年 4 月 1 日以後の学生が学校等に在籍する期間（以下「補助対象期間」という。）に係る費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に係る国、県その他の地方公共団体又は町の他の補助金等の交付を受けたとき、又は受ける予定があるときは、補助対象経費としない。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象期間に係る補助金の交付を既に受けているときは、当該期間に係る費用は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象期間が2会計年度以上にわたるときは、補助対象経費を補助対象期間の日数で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）に補助対象期間のうち補助金の交付申請の日の属する年度の末日又は定期券の有効期間の満了日のいずれか早い日までの期間の日数を乗じて得た額）の4分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した定期券の写し
- (2) 申請者の身分証明書の写し
- (3) 申請者名義の振込先金融機関の通帳の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、申請日の属する年度の4月2日において18歳未満の者にあつては、その保護者が行うものとする。

3 町長は、申請者がこの要綱による補助金の交付を受けたことがあるときは、第1項第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを決定したときは高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助金を交付しないことを決定したときは高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の規定による補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。
- 4 町長は、第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（変更の届出等）

第 8 条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金交付資格変更届（様式第 4 号）により、町長に届け出なければならない。

- (1) 通学方法又は住所に変更が生じたとき。
 - (2) 通学する学校等に変更が生じたとき。
 - (3) 通学する学校等を退学したとき。
 - (4) 通学に JR 烏山線を利用しなくなったとき。
- 2 町長は、前項の規定による届出により、交付を決定した補助金の額を減額する必要が生じたときは、交付決定の額を変更し、高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金交付額変更決定通知書（様式第 5 号）により、当該届出をした者に通知するものとする。
 - 3 町長は、前項の規定により補助金の額を変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、その差額を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第 9 条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 項各号に該当することが判明したときであって、同項の規定による届出が速やかに提出されなかったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しは高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助金の返還命令は高根沢町 JR 烏山線通学定期券購入費補助金返還命令書（様式第7号）により、当該者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。